

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.25
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社The capital 代表取締役 畑野 幸治
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
【報告義務発生日】	令和7年10月9日
【提出日】	令和7年10月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Def consulting
証券コード	4833
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社The capital
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成28年11月1日
代表者氏名	畑野 幸治
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社Def consulting 管理部 岩崎 雅一
電話番号	080-3408-9897

（2）【保有目的】

安定株主として保有

（3）【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	15,752,410		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 14,000,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 29,752,410	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 29,752,410		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U 14,000,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年10月9日現在）	V 60,602,015
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）	39.88
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	39.88

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外 取引の別	取得又は 処分の別	単価
令和7年9月10日	新株予約権証券	14,000,000	18.77	市場外	取得	0.12円 （第三者割当による取得）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和7年8月26日付で、EVO FUNDと提出者の間で最大1,610,000株を上限としてEVO FUNDに貸し付けることに同意した株券貸借契約を締結いたしました。（貸借期間：令和7年8月26日から令和9年3月18日まで）なお、本契約に基づき貸し付けられていた1,610,000株については、令和7年9月29日付で一時的に全て返還されました。その後、定められた同条件にて、令和7年10月1日付で再度1,610,000株をEVO FUNDに貸し付けておりましたが、本契約に基づき、令和7年10月9日付で1,610,000株が一時的に全て返還されました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	1,842,921
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	1,842,921

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地